

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 28 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	コメ種子生産に係る各種業務
対象国及び類似地域	ガーナ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：ガーナ国稲作生産性向上プロジェクトに派遣中の長期専門家。なお、所属先については、参加の制限はありません。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により米消費量が急増するガーナでは、国内生産量が消費量に追いついておらず、2020年には国内消費量の32%を輸入米に依存する状況にある（Grain and Feed Annual, U.S. Department of Agriculture, 2020）。食糧安全保障および外貨確保の観点から、米自給率向上は同国政府の主要課題の一つとなっており、イネを優先作物の一つと定め、稲作生産性向上等に向けた取り組みを推進している。

JICAは2016年から2021年にかけて稲の生産性向上に貢献すべく「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ2」および「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」を実施した。2022年3月からはそれらの後継案件として、「稲作生産性向上プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を立ち上げ、2027年1月までを協力期間として、食糧農業省（Ministry of Food and Agriculture：MoFA）およびガーナ灌漑開発公社（Ghana Irrigation Development Authority：GIDA）をカウンターパート（以下、「C/P」）機関として、灌漑稲作・天水稲作双方の更なる技術普及の拡大を目指して取り組んでいる。

本プロジェクトは、GIDA傘下の灌漑地区においてイネ種子生産農家による認証種子（Certified seed：CS）の生産支援を行うが、CSの上流に位置する原原種種子（Foundation seed：FS）における品質の不均一が課題となっていた。

そこで2022年度にイネ種子生産分野の短期専門家（コメ種子生産）を派遣し、イネ種子生産体制の強化を目的とした研修計画を作成した。

また、FSの上流種子である育種家種子（Breeder seed：BS）および核種子（Nucleus Seed：NS）においても、品質が不均一であることが確認されたため、2023年度に短期専門家（コメ種子生産2）を派遣し、その原因を分析し、改善策を提言した。

さらに、2024 年度に短期専門家(コメ種子生産 3)を派遣し、作物研究所(Council for Scientific and Industrial Research – Crops Research Institute : CSIR-CRI)において系統栽培による NS および BS の品質改善方法を指導し、その作業工程をまとめたガイドラインを作成するとともに、サバンナ農業研究所 (Savanna Agricultural Research Institute : SARI) 及びガーナ大学付属土壌灌漑研究センター (Soil and Irrigation Research Centre : SIREC) の BS 生産に従事する研究者らを対象に研修を実施した。

7. 業務の内容

NS 及び BS の遺伝的均質性を高めるために作成されたガイドラインの定着化を主要活動とする。具体的には、CRI、SARI および SIREC における 2025 年メジャー期(主たる生産期を指す)における NS・BS 生産の実施状況を評価し、定着化に向けた提案を行う。また、必要に応じてガイドラインの修正を行う。あわせて、2025 年マイナー期(メジャー期に該当しない時期を指す)における BS 増殖計画の作成を支援する。また、農家等からの品質評価等の情報を収集し、それを研究者や育種家へ効果的に還元する仕組みについて提案する。更に、雑草稲や玄米播種に関する研修(TOT)を通じて情報共有を促進し、ウエタ灌漑地区(WIS)およびポン灌漑地区(KIS)における FS・CS 生産のモニタリングを実施する。

(1) 準備業務期間(2025 年 8 月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー関連報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等から、ガーナにおける種子生産の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた同分野の協力概要と先行プロジェクトで作成されたガイドラインおよび研修教材を把握する。
- ② 2022 年 5 月、2023 年度(2 回)、2024 年度(2 回)に派遣されたコメ種子生産短期専門家の報告書をレビューし、JICA 経済開発部、ガーナ事務所および本プロジェクト長期専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務計画書(和文・英文)を作成し JICA 経済開発部へ提出する。

(2) 現地業務期間(2025 年 9 月 1 日～10 月 10 日)

- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、MoFA 作物サービス局(DCS)および GIDA に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
- ② CSIR-CRI の NS および BS 生産における、(1) 主要品種の系統の評価と選抜

のための野帳、(2) 系統選抜後の個体選抜のための野帳の利用状況を確認する。

- ③ 登熟期の NS・BS 圃場を視察し、系統栽培(特に系統選抜及び個体選抜)をはじめとする改善策の定着状況を評価する。
- ④ 系統・個体選抜後の種子の保存・管理方法を確認し、改善点があれば助言を行う。
- ⑤ SARI および SIREC における、BS 生産ガイドラインの活用について確認し、課題があれば対策を検討する。
- ⑥ 対象灌漑地区における FS・CS 生産について視察を行うとともに、種子生産のモニタリングの実施状況を確認し、改善された上流種子生産状況を評価する。
- ⑦ 種子利用農家等からの品質評価等の情報を収集し、それを研究者や育種家へ効果的に還元する仕組みの構築について提案する。
- ⑧ ①～⑦の活動を踏まえ、必要に応じて NS・BS 生産ガイドラインを修正する。
- ⑨ 対象灌漑地区や天水対象郡で種子生産農家を支援する普及員を対象に、種子生産に関する TOT(研修)を実施する。
- ⑩ ガーナの種子生産体制強化に向け、国家稲作加発戦略Ⅱ(National Rice Development StrategyⅡ: NRDSⅡ)における種子分野の施策について技術的助言を行う。
- ⑪ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関、JICA ガーナ事務所および本プロジェクト長期専門家に提出・報告する。

(3) 整理業務期間(2025 年 10 月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書(英文)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。英文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、本プロジェクト長期専門家および C/P 機関へ電子データをそれぞれ提出する。

(2) 現地業務結果報告書

現地業務期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。英文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、本プロジェクト長期専門家および C/P 機関へ電子データをそれぞれ提出する。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

現地業務期間中、準備／整理業務期間中の業務報告書を作成。和文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、本プロジェクト長期専門家へ電子データをそれぞれ提出する。

専門家業務完了報告書の提出期限は 2025 年 10 月 20 日（月）とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクト専門家チームの構成は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）

イ) 水利組合支援（長期派遣専門家）

ウ) コメセクター／稲作政策（長期派遣専門家）

エ) 農業普及（長期派遣専門家）

オ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供：GIDA 本部及び CRI 事務所における執務スペース提供

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト」R/D(写)

・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター 連携強化プロジェクト」短期専門家（種子生産・試験監理）業務報告書

・「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（コメ種子生産）」専門家業務完了報告書

・「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（コメ種子生産２）」専門家業務完了報告書

・「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（コメ種子生産３）」専門家業務完了報告書

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を

十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上